主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人岡田実五郎の上告趣意について。

論旨は原判決が憲法三八条三項に違反する旨主張するけれども、第一審判決は被告人の犯罪事実を認定するにあたり、所論のように共同被告人の自白を唯一の証拠としたのではなく、司法巡査作成の現行犯逮捕手続書差押調書及びAの鑑定書をも証拠として採用しているのであるから、所論はその前提を欠き採用することができない。

また記録を精査しても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二九年六月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/]\	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎